

令和 6 年 3 月 21 日

令和 6 年網走市議会第 1 回定例会 追加議案

令和6年網走市議会第1回定例会 追加議案

番号	議案番号	件名	
1	議案第32号	令和5年度網走市一般会計補正予算	
2	議案第33号	網走市税条例の一部を改正する条例制定について	
3	議案第34号	物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について	
4	議案第35号	物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について	
5	議案第36号	網走市議会議員の請負の状況の公表に関する条例制定について	別紙
6	議案第37号	網走市議会会議規則の一部を改正する規則制定について	別紙
7	議案第38号	網走市教育委員会委員の任命について	

議案第 32 号

令和 5 年度網走市一般会計補正予算

令和 5 年度網走市の一般会計補正予算（第 12 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第 1 条 繰越明許費の追加は、「第 1 表 繰越明許費補正」による。

令和 6 年 3 月 21 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

第 1 表 繰越明許費補正
(追加)

款	項	事業名	金額 (千円)
商工費	商工費	地場産品生産性向上設備整備事業 補助金	30,750

議案第 33 号

網走市税条例の一部を改正する条例制定について

網走市税条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 6 年 3 月 21 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

網走市税条例の一部を改正する条例

網走市税条例(平成 15 年条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

附則第 5 条の次に次の 1 条を加える。

(令和 6 年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例)

- 第 5 条の 2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第 4 条の 4 第 4 項に規定する特例損失金額(以下この項において「特例損失金額」という。)がある場合には、特例損失金額(同条第 4 項に規定する災害関連支出がある場合には、第 3 項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り、以下この項及び次項において「損失対象金額」という。)について、令和 5 年において生じた法第 314 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第 34 条の 2 の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和 7 年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。
- 2 前項前段の場合において、第 34 条の 2 の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第 48 条の 6 第 1 項に規定する親族の有する法附則第 4 条の 4 第 4 項に規定する資産について受けた損失の金額(以下この項において「親族資産損失額」という。)があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和 7 年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。
- 3 第 1 項の規定は、令和 6 年度分の第 36 条の 2 第 1 項又は第 4 項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 36 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む。)に第 1 項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)に限り、適用する。

第 6 条中「附則第 4 条の 4 第 3 項」を「附則第 4 条の 5 第 3 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、この条例による改正後の網走市税条例は、令和 6 年 2 月 21 日から適用する。

議案第 34 号

物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について

市は、物損事故に係る和解及び損害賠償の額を次のとおり決定する。

令和 6 年 3 月 21 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

記

- 1 損害賠償の額 2,083,400 円

- 2 和解及び損害賠償の相手方
 住 所 網走市南 6 条東 5 丁目 1 番地
 氏 名 網走警察署長

議案第 35 号

物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について

市は、物損事故に係る和解及び損害賠償の額を次のとおり決定する。

令和 6 年 3 月 21 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

記

- 1 損害賠償の額 3,181,700 円

- 2 和解及び損害賠償の相手方
 住 所 網走市字二見ヶ岡 37 番地 1
 氏 名 田中工産株式会社 代表取締役 田中 敏幸

議案第 38 号

網走市教育委員会委員の任命について

本市教育委員会委員 中山 真弓 は、令和 6 年 4 月 4 日をもって任期満了となることから、その後任者として次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定に基づき、当市議会の同意を求める。

令和 6 年 3 月 21 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

記

鴻 巣 知香子